

==◎福祉政策動向（速報）【全社協 政策委員会】2011. 8. 26（金）==

◆この速報は、政策委員会委員・幹事、都道府県・指定都市社会福祉協議会、関係部・所長・広報室員に配信しています。

◆新聞記事についての詳細をご覧になりたい場合は記事番号をご連絡ください。メールにてお送りします。

○「子ども手当特別措置法」が可決、成立

26日午前、10月から来年3月に子ども手当を暫定的に支給するための「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案」が参院本会議で民主、自民、公明3党などの賛成で可決、成立した。

支給額は、現行の「中学生まで一律月1万3000円」から、10月以降、(1)3歳～中学生は月1万円、(2)3歳未満と第3子以降（3～12歳）は月1万5000円に変更される。親がいないなどの理由で、児童養護施設に入所中の子どもも支給対象に加え、子どもの国内居住が支給条件として新たに課された。市町村が手当から給食費や保育料などを天引きで徴収することができる規定も設けた。

子ども手当は年度内で廃止され、来年4月以降は自公政権当時の児童手当法を改正し、所得制限を盛り込んだ新制度に移行する。

（読売新聞）

「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案」提出時法律案はこちら⇒

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g17705090.htm

以上

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

T E L 03-3581-7889 z-seisaku@shakyo.or.jp